

質問書に対する回答

令和6（2024）年8月16日現在

■ 質問内容

件名	移動支援事業等実施要綱について
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他 （ 経費分担表 ） 【ページ・項目】：
内容	移動支援事業等実施要綱、料金表を改めて頂けるか？

■ 回答

別紙（資料 No.1）のとおりです。

■ 質問内容

件名	移動支援事業等実施要綱について
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他（ ） 【ページ・項目】：
内容	財務分析表の流動資産のパーセンテージは資産合計に対してでよいでしょうか？

■ 回答

財務分析表の内容を再検討し、別紙（資料 No.2）のとおり差替えさせていただきました。なお、差替え後の財務分析表に関する質問は8月21日（水）午後5時まで受け付けますので、不明な点があれば質問書にて御質問ください。

■ 質問内容

件名	建物の平面図等について
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他（ ） 【ページ・項目】：
内容	施設管理の事業計画の作成のため、建物の平面図を頂きたいです。また、積算の為に外部業者同行での下見は可能でしょうか？また、隣接施設と共用している設備はありますか？あれば保守や経費の分担を明示いただきたいと思います。

■ 回答

<ul style="list-style-type: none"> ・平面図は別紙（資料 No. 3）のとおりです。 ・指定管理料積算の為の外部業者同行での下見は可能ですので、現管理者の担当と調整をお願いします。 ・共用設備については、現在、電気、ガス、水道、消防・防犯設備、浴室ボイラー、電話、インターネットが福祉センターとの一体的管理となっています。 ・今回の応募について応募者は、過去の実績に基づき、電気 1,700 千円/年、ガス 500 千円/年、水道 200 千円/年、消防設備保守 10 千円/年、空調機保守 322 千円/年、受水槽清掃保守 23 千円/年、浴場水質 4 項目検査 3 千円/年、自動給水ポンプユニット点検保守 53 千円/年、特殊浴槽保守 152 千円/年、自動ドア保守 19 千円/年、電話代 120 千円/年、NHK 受信料 16 千円/年として応募申請書類を作成してください。

■ 質問内容

件名	指定管理費について②
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他 () 【ページ・項目】：
内容	直近 5 年の指定管理費について、市から現指定管理先に払った金額をお示しいただけるのか？

■ 回答

<ul style="list-style-type: none"> ・みよし市障害者福祉センターの指定管理は令和 2（2020）年度から開始となっており、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの指定管理料は、市公式ホームページ＞市役所の組織＞経営企画部 財政課のみよし市の財政「・決算について」の各年度の主要施策成果説明書（事務事業番号 210407）障がい者福祉センター事業）に記載されています。 ・令和 5（2023）年度の指定管理料は、市への情報公開請求に応じて開示させていただきます。
--

■ 質問内容

件名	食事の提供及び食事提供加算について
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他 () 【ページ・項目】：
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターで提供する食事の内容について指定する基準はありますか？ ・単価表に食事提供加算が設定されていることから、障害福祉サービスに定める食事提供加算の基準（外部委託の場合、加算となる調理方法、栄養士等による献立管理、利用者毎の摂取量の記録・BMI 等の定期的な記録）を満たすことが必要でしょうか？ ・また、ご本人から徴収する食材料費の基準（目安）はありますか？

■ 回答

<ul style="list-style-type: none"> ・センターで提供する食事の内容についての指定基準は特にありませんが、重症心身障がい者（児）や医療的ケアの必要な方たちを受け入れるにあたり、御本人の状態や御家族の意向等も聴き取った上で対応してください。 ・食事提供体制加算の要件については、障害福祉サービスに定める食事提供体制加算の基準を満たす必要があります。 ・本人から徴収する食材料費の基準（目安）も特になく、社会通念に照らして設定してください。

■ 質問内容

件名	地域住民の施設利用について
項目	【資料名】： <u>募集要項</u> ・ 様式 ・ <u>その他</u> （設置条例） 【ページ・項目】：
内容	募集要項「8 指定管理者が行う業務等」（2）条例第3条各号に掲げる具体的内容等イにおいて、「すべての地域住民を対象として、地域における交流の場や居場所の確保等」とあり、サービス利用者（障がい者（児））以外の施設利用者の取り扱い（設置条例第4条（利用対象者）、第13条（使用料）、第14条（利用料金）等）をどう対応するか。

■ 回答

<p>サービス利用者（障がい者（児））以外の施設利用者の取扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者は、みよし市障害者福祉センター設置条例第4条（3）その他市長が必要と認めた者とします。 ・重層的支援体制整備事業における地域づくり事業としての施設利用者は、ボランティア等の施設運営側として参加することを想定していますので、この場合の使用料等は発生しません。 ・ただし、地域活動支援センター機能強化事業を利用した（福祉サービスを受けた）場合は、障がい者（児）と同様の使用料等を支払っていただきます。
--

■ 質問内容

件名	指定管理料について
項目	【資料名】： <u>募集要項</u> ・ 様式 ・ その他（ ） 【ページ・項目】：
内容	募集要項「12 経理に関する事項」（2）指定管理料の支払い及び提案事項において、「一月当たりの指定管理料を算定し、年度末に精算する。」とあるが、指定管理料の支払いについて、現行の3ヶ月毎の4回均等割り、修繕費のみ年度末に精算するで良いか。

■ 回答

指定管理料の支払い・精算の時期や方法は、指定管理者が決定した後に法人と協議の上、協定で定めることとします。

■ 質問内容

件名	選定審査会について
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他 () 【ページ・項目】：
内容	募集要項「11 選定」(3) 審査方法 アにおいて、申請書類(様式及び添付書類)のほか、参考資料(パンフレット、機関紙等)を追加提出して良いか。

■ 回答

選定に当たっては、申請書類と聞き取り調査によることとしており、参考資料(パンフレット、機関紙等)の追加提出は認められません。

■ 質問内容

件名	職員配置等について
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他 () 【ページ・項目】：
内容	募集要項「8 指定管理者が行う業務等」(5) 職員配置等 アにおいて、「1人以上を常勤とする。」とあるが、本会では就業規則で常勤1日7時間45分(週38時間45分)と規定しており、常勤の職員を複数配置予定だが、その他の職員は、非常勤や兼務でも良いか。

■ 回答

- ・募集要項にある「支援員定員4人以上配置」とは、「地域活動支援センター機能強化事業のサービス提供時間は支援員を4人以上配置する」ということを指しています。この要件を満たしていれば、非常勤や兼務の職員でも差し支えありません。
- ・なお、募集要項にある「1人以上の常勤」職員は、地域活動支援センター機能強化事業の専任とします(ただし、管理者及び重層的支援体制整備事業における地域づくり事業の兼務は可)。

■ 質問内容

件名	障害者福祉センターのトイレについて
項目	【資料名】： 募集要項 ・ 様式 ・ その他(施設) 【ページ・項目】：
内容	現在、障害者福祉センターのトイレが男女兼用(出入口共通)となっているが、男女別にする計画はあるか。

■ 回答

現在のところ、その計画はなく未定です。